

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>すみだ福祉保健センター条例</u>（平成元年墨田区条例第19号）第3条第2項及びすみだステップハウスおおぞら条例（平成21年墨田区条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、児童デイサービス施設の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 児童デイサービス施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）に関すること（以下「児童デイサービス事業」という。）。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、前条第1項に規定する児童デイサービス施設は、<u>法第43条第1号</u>に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>（利用対象者）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 <u>第3条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる事業を利用することができる者は、次のいずれにも該当する者及びその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で当該者を現に監護するものをいう。）とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 前項第3号の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める者は、<u>第3条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる事業を利用す</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 <u>すみだ福祉保健センター条例</u>（平成元年墨田区条例第19号）第3条第2項及びすみだステップハウスおおぞら条例（平成21年墨田区条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、児童デイサービス施設の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）に関すること（以下「児童デイサービス事業」という。）。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) <u>法第6条の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 <u>第3条第2号及び第3号</u>の事業を利用することができる者は、次のいずれにも該当する者及びその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で当該者を現に監護するものをいう。）とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 前項第3号の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める者は、<u>第3条第2号及び第3号</u>に規定する事業を利用すこ</p>

<p>ることができる。 （契約の解除等）</p> <p>第10条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、児童デイサービス事業の利用に関する契約を解除し、又は児童デイサービス施設の利用を停止し、制限し、若しくは終了させることができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p>	<p>とができる。 〔同左〕</p> <p>第10条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 前2項に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p>
---	---

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

児童福祉法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第6条の2の2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「<u>指定発達支援医療機関</u>」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。</p> <p>4～8 〔略〕</p>	<p>第6条の2 〔同左〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「<u>指定医療機関</u>」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。</p> <p>4～8 〔略〕</p>

【施行期日】平成27年1月1日